

## 令和3年度安曇野市教育委員会3月定例会会議録

日 時：令和4年3月24日（木）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階 会議室301

### <出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 須澤真広、教育委員 横内理恵子、

教育委員 二村美智子、教育委員 羽田野賢二

事務局：教育部長 平林洋一、学校教育課長 沖雅彦、

生涯学習課長 深澤与志章、文化課長 山下泰永、

学校給食センター長 小笠原正明、

書記：学校教育課教育総務係長 矢花幸恵

傍聴者：報道機関 1名、傍聴人 1名

### ◎開 会

教育部長 ただいまから、安曇野市教育委員会令和4年3月定例会を開会いたします。

---

### ◎教育長あいさつ

教育部長 橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 3月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

日だまりにオオイヌノフグリやホトケノザなど、野草が花を開く季節となりました。この同じ空の下で、穏やかな日常どころか今日の命さえも脅かされる国があることに大変心が痛みます。また、この事態を子どもたちに何と説明したらいいか考えると、何ともいたたまれない気持ちでございます。

再び足元に目を転ずれば、園児・児童・生徒が新型コロナウイルスに感染するケースが依然続いております。ようやく今週になって、校長室で卒業を祝ってもらったという児童・生徒も何人かおりました。形は様々でございますが、卒業、進級、進学を迎えることができたことに感謝し、全ての子どもたちに幸多かれと祈り、心からエールを送りたいと思います。

さて、安曇野市も令和4年度のスタートを目の前に控え、過日、4月1日付人事異動が内示となりました。組織改編に伴いまして、市全体では500人を超える大規模な異動となり、特に教育委員会事務局関係では、子ども家庭支援課、こども園幼稚園課の保育士も含めまして、120数名が増員になります。また、現在の教育部3課体制から、一気に6課の体制となります。改めて職務の重要さに身の引き締まる思いでございます。4月の定例会では、早速それぞれの関係部署からご協議をいただく議題等が入ってまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、毎月の定例会に同席をさせていただきました職員で、今年度末をもって退職する者をご紹介します。

小笠原正明副参事学校給食センター長でございます。給食費の公会計化へ道筋をつけていただくなど、重責を担っていただきました。また、平林洋一教育部長、沖雅彦学校教育課長、矢花幸恵教育総務係長は市長部局へ異動となります。赤羽文恵教育指導室長は県教育委員会からの派遣が終了となります。私からも感謝とお礼を申し上げます。大変お世話になり、ありがとうございました。

では、本日もご審議よろしくお願い申し上げます。

---

### ◎発議による非公開案件の決定について

**教育長** それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と規定されております。

本日の協議議案、または報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号に規定されております実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第1号 諮問「安曇野市学校給食センターの今後の方向性について」、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報保護者に該当する案件として、報告第5号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について及び報告第6号

教育長報告の3件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員から何かご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました報告3件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございます。

3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第1号、第5号及び第6号とします。会議の順番につきましては、議案第1号から本日の追加議案第10号まで、報告第2号から4号及び追加報告第7号、8号まで、これを公開することといたします。以後、会議を非公開とし、報告第1号、5号及び6号を扱います。

なお、議案第9号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から2月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申出いただきますようお願いいたします。

---

### ◎議案第1号

**教育長** それでは、議案第1号 安曇野市教育委員会事務局決裁規程の制定について、説明をお願いいたします。

**教育部長** 教育部全体に関わることは、私から説明をさせていただきますが、個別、具体的な案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、議案第1号について、学校教育課長より説明をお願いいたします。

**学校教育課長** 「安曇野市教育委員会事務局事務決裁規程の制定について」資料により説明。

**教育長** 議案第1号 安曇野市教育委員会事務局事務決裁規程の制定について説明がございました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

**羽田野委員** ちょっとお聞かせいただきたい質問ですが、別表のところにある決裁事項のところなんですけれども、「重要なもの」、「軽易なもの」というものがあるんですが、この判断基準というのとはどのようなことになっているんでしょうか。

**教育部長** 「軽易なもの」と記載があるものは、法令的なもの、定型的なものがこれに該当いたします。「重要なもの」は、これに属さないもの及び異例であるもの、そういうことで決裁権者が判断をし、軽易なものは、例えば課長が決裁いたしますが、異例なもの、あるいは決裁権者である課長が重要といったものについては、その上の部長の決裁が要ということになっております。

以上です。

**教育部長** 他にございませんか。

(発言する者なし)

**教育長** では、議案第1号 安曇野市教育委員会事務局事務決裁規程の制定については、ご承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

---

### ◎議案第2号

**教育長** 次に、議案第2号 安曇野市社会教育委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

**生涯学習課長** 「安曇野市社会教育委員の委嘱について」資料により説明。

**教育長** 議案第2号 安曇野市社会教育委員の委嘱について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** では、議案第2号 安曇野市社会教育委員の委嘱については、ご承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

---

### ◎議案第3号

**教育長** では、次に、議案第3号 安曇野市公民館運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「安曇野市公民館運営審議会委員の委嘱について」資料により説明。

**教育長** 議案第3号 安曇野市公民館運営審議会委員の委嘱について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**横内委員** 公民館運営審議会の委員の皆さんは、具体的にどんなお仕事をされているのかというところをお聞きしたいと思います。

**生涯学習課長** 社会教育法第29条に審議会の役割について記載がございます。

「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」とされております。安曇野市におきましては、公民館事業、また公民館事業の実績につきまして報告をさせていただき、進捗管理、検証等お願いしておるものでございます。また、直近でございますが、公民館使用料の減免の措置につきまして諮問させていただき、答申をいただいております。

以上でございます。

**横内委員** ご説明ありがとうございます。

実績を調査審議するというところで、実績について評価するという認識でいいのかなと思いますが、企画とか運営する方というのはなくてということよろしいですか。

**生涯学習課長** もちろん、事業計画を報告させていただくことがございますが、その際に委員の方々からご意見をいただいて、企画等、委員のお考えをお聞きする場面はございます。

以上でございます。

**横内委員** もう一点分からないので教えてください。

**教育長** どうぞ。

**横内委員** それは、市全体として審議会を開くことであって、5地区から委員の方が選ばれていますけれども、一堂に会してこの審議会をするということですか。

**生涯学習課長** おっしゃるとおりです。審議会5地区の委員さんの方が一堂に会しまして、担当者もちろん同席いたします。その中でご意見等いただいております。

以上でございます。

**横内委員** 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの社会教育委員という委員の方と、この審議会委員の方と、選出する母体とか分野

が非常に似通っているので、どういうお仕事をされているのかなと思って質問させていただきました。来年度からコミュニティ・スクールの重要なコーディネートのような役割を担うということですし、公民館の在り方をますます充実させていってほしいと思います。

以上です。

**教育長** ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** では、議案第3号 安曇野市公民館運営審議会委員の委嘱については、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございました。

---

#### ◎議案第4号

**教育長** 次に、議案第4号 安曇野市博物館協議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

**文化課長** 「安曇野市博物館協議会委員の委嘱について」資料により説明。

**教育長** それでは、議案第4号 安曇野市博物館協議会委員の委嘱について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** 特にございませんでしょうか。

では、議案第4号 安曇野市博物館協議会委員の委嘱については、ご承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございました。

---

#### ◎議案第5号

**教育長** 次に、議案第5号 安曇野市美術資料等選定委員会委員の委嘱について、説明をお願いします。

**文化課長** 「安曇野市美術資料等選定委員会委員の委嘱について」資料により説明。

教育長 議案第5号 安曇野市美術資料等選定委員会委員の委嘱について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第5号 安曇野市美術資料等選定委員会委員の委嘱については、ご承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

---

#### ◎議案第6号

教育長 次に、議案第6号 安曇野市文化財保護審議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市文化財保護審議会委員の委嘱について」資料により説明。

教育長 議案第6号 安曇野市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、議案第6号 安曇野市文化財保護審議会委員の委嘱については、ご承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

---

#### ◎議案第7号

教育長 次に、議案第7号 安曇野市文書館運営審議会補欠委員の委嘱について、説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市文書館運営審議会補欠委員の委嘱について」資料により説明。

教育長 では、議案第7号 安曇野市文書館運営審議会補欠委員の委嘱について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、議案第7号 安曇野市文書館運営審議会補欠委員の委嘱については、ご承認い

ただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

---

#### ◎議案第8号

教育長 では、議案第8号 「安曇野のオオルリシジミ」文化財指定について、説明をお願いします。

文化課長 「「安曇野のオオルリシジミ」文化財指定について」資料により説明。

教育長 では、議案第8号 「安曇野のオオルリシジミ」文化財指定について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 特にございませんでしょうか。

では、お諮りしたいと思います。

議案第8号 「安曇野のオオルリシジミ」文化財指定については、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

---

#### ◎議案第9号

教育長 次に、議案第9号 共催・後援依頼についてを議題といたします。

まず、学校教育課関連の依頼について、説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 ただいま学校教育課より後援1件の依頼について説明がありました。

では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

二村委員 この後援申請書の内容を読みました。

「小学校における性教育の現状と課題」というオンライン研修、小学校の先生または担当教諭に参加していただきたいためとあります。

体の発達には個人差があるものの、ネット等で有害な知識を取り込む前に、身近な人が正



しい知識を伝えることはとても大切だなと感じています。水着で隠れているところと唇はプライベートゾーンとして大切にすることに始まり、まずは自分の体を知って、そして他の人のことも思うようになる、そんなときにとても大切な教育かと思います。中学以降ともなれば、予期せぬ事態に陥ることもあったと、そんな不安もあります。児童の成長にはとても必要な教育だと思います。新しい情報を入れながら、さらに取り組んでいくことが必要になると思うような教育だと感じておりますので、後援になってよかったと思いました。ありがとうございます。

**教育長** 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** では、学校教育課関連の後援依頼の件についてはご承認いただけるということでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

次に、生涯学習課関連の依頼について、説明をお願いいたします。

**生涯学習課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 生涯学習課より共催1件・後援1件の依頼について説明がありました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

**教育長** 生涯学習課関連の共催・後援依頼の件は、ご承認いただけるということでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

では、次に、文化課関連の依頼について説明をお願いします。

**文化課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 文化課より共催1件の依頼について説明がありました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

**教育長** 特にないようでございますので、文化課関連の共催依頼の件はご承認いただけるということでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

---

### ◎議案第10号

教育長 次に、議案第10号 令和4年度組織改編に伴う関係例規の制定、改正及び廃止について、説明をお願いします。

学校教育課長 「議案第10号 令和4年度組織改編に伴う関係例規の制定、改正及び廃止について」資料により説明。

教育長 議案第10号 令和4年度組織改編に伴う関係例規の制定、改正及び廃止について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

須澤委員 この議案第10号は賛成なんですけど、今、口頭での説明がございましたけれども、具体的に規則を定める、その規則が見えないというところがちょっと不備ではないかと思いつつながらこれを読ませていただきました。

以上です。

学校教育課長 申し訳ございません。一つ一つの制定条文につきましては、大変ボリュームがあるものがございますので、後日改めまして条文につきましては資料を送付させていただきたいと思っておりますので、ご確認をいただければと思います。申し訳ございませんでした。

教育長 よろしいですか。

須澤委員 分かりました。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第10号 令和4年度組織改編に伴う関係例規の制定、改正及び廃止については、ご承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

---

### ◎報告第2号

教育長 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、「安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長

に委任する規則」に基づき、私が専決処分等を行った事項につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条例第3項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

では、報告第2号 安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

**生涯学習課長** 「安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員の委嘱について」資料を読み上げ。

**教育長** 報告第2号 安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員の委嘱について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

**教育長** では、報告第2号 安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員の委嘱については、ご了承をいただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

---

### ◎報告第3号

**教育長** では、次に、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について、担当より説明をお願いいたします。

まず、生涯学習課関連の後援依頼について説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

**教育長** 続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

**文化課長** 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

**教育長** では、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** では、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告については、ご了承をいただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

---

#### ◎報告第4号

教育長 続いて、報告第4号 教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 学校教育課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 はい。

続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 生涯学習課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、文化課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

横内委員 質問ですけれども、お願いします。

私は、明科の駅前に住んでいるんですけども、今、国道19号の整備事業が行われる中で、あちこちで住宅をセットバックして建て替えが進んでいるんですが、明科廃寺に関して、発掘の調査とかはどうなっているんだろうかというのが地域の人たちの間でも度々話題になります。家を壊して建て直すというのは、そうそうにあることではないので、発掘調査がその中に組み込まれているのかなと思って質問させていただきます。

文化課長 埋蔵文化財の調査についてということなんですけれども、明科廃寺というのは大変貴重な遺跡としてこちらでも認識しております。現在のところ、長野県では一番古いお寺の跡ではないかと言われています。

私たちも埋蔵文化財の保護という部分でいきますと、発掘調査、全面発掘、それをすることは、もちろんお金さえあれば可能なんですけど、現在の科学水準の中で発掘調査をすると、

100%の成果が得られるかという非常に難しい部分があります。埋蔵文化財の保護という立場に立ちますと、保護層というのが、その当時の生活面から30センチ以上取れていて、それから上に建物が建たと、保護層があるものですから残されます。そうした場合は、科学がもう少し進歩してきた段階で調査をしたほうが、より一層成果が得られるということで、もしそれができるのであれば、無理して今調査をせずに、後世に残して、それは遺跡としながら大事に残してというふうに国・県の指導がございます。

今回のお話、他の方からもご意見をいただきました。実際に、今調査しなくてどうするという話をいただいております。今考えているのは、後ろに下げて更地になった段階で、じゃ、実際にその遺跡がある面までが現在の事業面からどのぐらい下になるのか、保護層が果たして取れるかどうかということがポイントになってきまして、その調査はさせていただきます。それをした上で、もし保護層が取れるのであれば、是非、もう少し科学が進歩した後世に調査をしたい。もしそれが無理で壊されてしまうということであれば、最低限ということで発掘調査、発掘調査イコール記録保存という形になります。それでやってしまうと、もう壊されてしまいますので、それ以上の調査はできなくなってしまうわけですね。記録に残して壊してしまうという、ある意味遺跡破壊につながってしまうわけです。そういう記録保存という取り方でしようがないかなというところなんですけれども、できることならば保護層を残して、そして後世のもう少し科学の進歩した段階で調査をするように保護して残していくと、そんな方針でおります。ですので、セットアップして後ろに下げた段階、あるいは今の家を壊して更地にした段階で、試掘調査ということで溝彫りをして、じゃ、実際にどのくらい下に遺跡があるかということを決めたいというふうに考えております。

以上です。

**横内委員** 難しくて分からない部分もあるんですが、保護層を調査するという事……。

**文化課長** 保護層を取って家を建てれば、まだ下に残っていますよね。保護層がないと、すぐそこに建ててしまうと基礎が遺跡を壊してしまうんだけど、保護層があるということは、その保護層があるために遺跡は壊されなくて後世に残るという考えですね。なので、残っていれば、もう少し科学が進歩した時代に、もしどうしても調査をしなければいけなくなったときに調査ができるということですね。

発掘調査の成果は、20年前と今ではもう格段に違います。例えば、科学分析だとか炭素分析だとか、それで実際に、実年代から前後何百年というその範囲が、昔は何百年だったけれ

ども50年ぐらいになったりとか、今どんどん進歩しているので、現段階の科学水準の中で発掘調査するよりも、50年先、10年先、20年先にもし調査するのであれば、そのときにやったほうがより正確な成果が得られると。そのために、できれば土を盛って、そして家を建てるとか、保護層があれば、そこに家を建てても下に残るといふ形ですね。壊されないのであれば、無理して調査はしないということで考えております。それは、国も県も同じ考えで指導しております。

**横内委員** 今後、今の規模であれだけのものを壊すということがあり得ないかなと思ったのでそういうふうな質問をさせていただいたんですが、そこにまた今新しい住宅が建たってしまうと、そこに人の営みとか生活が始まってしまったら、50年後にまたそこが何とかなるものか、ちょっとやらない理由は何だと思ふんですけれども、予算がつかないということに尽きるということでしょうかね。大勢の方が、文化財の価値が高いと思っているし、もし見つかれば県内でも最も古いお寺じゃないかということにちょっとわくわくしたりしていたので、詳しいことは分からなかったんですけれども、今質問させていただきました。その保護層という説明で私も周りの人たちにしていきたいと思ふます。ありがとうございました。

**文化課長** やはり、地元で1回説明したほうがよさそうですね。今、実は、あそこの個人住宅でどうしても壊されてしまうところがあって、それが4年ぐらい前に調査した遺物が山とありまして、それを見ていただく中で、地元の方たちに説明をして、重要性だとか、あるいは保護するってどういうことなのか、そんな機会をどこかで令和4年度中に公民館などを借りてやるような形を考えたいと思ふます。

**教育長** ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** 以上で、教育部各課の報告につきましては、特に異議がないということでご了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございました。

では、1時間過ぎましたので、換気等のため、10分間の休憩を取らせていただきます。

(休憩)

教育長 そろそろ再開させていただきたいと思います。

---

#### ◎報告第7号

教育長 本日、配付させていただいた報告第7号 「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱」及び「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議設置規程」の廃止についてを議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱」及び「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議設置規程」の廃止について」資料読み上げ。

教育長 では、報告第7号 「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱」及び「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議設置規程」の廃止について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 ごさいませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、報告第7号 「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱」及び「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議設置規程」の廃止については、ご了承いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

---

#### ◎報告第8号

教育長 では次に、報告第8号 安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の廃止について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の廃止について」資料読み上げ。

教育長 報告第8号 安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の廃止について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第8号 安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の廃止については、ご了承いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

それでは、以降の議題については非公開となります。傍聴していただきましてありがとうございました。ここまでということをお願いいたします。

(以後、非公開)

---

◎報告第1号 諮問「安曇野市学校給食センターの今後の方向性について」に係る運営委員会の審議状況について

◎報告第5号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第6号 教育長報告

---

(以下、公開)

◎その他

教育長 その他の事項を取り扱います。

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 報告案件の補助資料といたしまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。

(3) その他

教育長 最後に、その他ということで、委員または事務局からございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、以上をもちまして本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。

委員各位には、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。



---

◎閉 会

教育部長 それでは、安曇野市教育委員会 令和4年3月定例会を閉会といたします。  
大変お疲れさまでございました。